

板橋区重度身体障がい者グループホーム事業実施要綱

(平成16年10月20日区長決定)

(目的)

第1条 重度身体障がい者グループホーム（以下、「グループホーム」という。）事業は、身体上の障がいのため家庭において日常生活を営むのに支障のある重度身体障がい者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害程度等級表のうち、2級以上の障がいのある者であって、入浴、炊事、食事等に全面介助又は一部介助を要する者。以下同じ。）に対し、その日常生活のために適した居室及び設備を低額な料金で利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を図り、もって身体障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で定めるグループホームは、東京都重度身体障害者グループホーム事業実施要綱（平成13年10月31日13福障在字第726号）第2条第1項第2号に定めるものをいうものとする。

(設置経営主体)

第3条 グループホームの設置経営主体（以下、「経営主体」という。）は、社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）に定める公益法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人（以下「法人」という。）であって、次の基準に照らして対象事業を実施する法人として相応しいと認められる法人とする。

ア 定款、寄付行為等において対象事業を実施することが規定されていること。

イ 身体障がい者福祉事業についての経験を有するものであること。

ウ グループホームの入居者との信頼関係を形成しうること。

エ 福祉施設及び入居者と関わりのある事業者等との連携が良好であり、円滑な事業運営が見込まれること。

オ グループホームにおける支援体制及び実施計画が適切であること。

カ 法人が入居者を決定するときは、福祉事務所等の関係機関を通じて区内におけるグループホームの利用希望者を把握し、公平な利用者決定を行うことができること。

キ 個人情報保護の保護基準を有していること。

(事業開始届)

第4条 経営主体は、その事業の開始前に、「グループホーム事業開始届」（別記第1号様式）を区長に届出なければならない。

(事業変更届)

第5条 前条による届出をした経営主体は、その届出事項に変更を生じたときは、変更の日から1ヶ月以内に「グループホーム事業変更届」（別記第2号様式）を区長に届出な

なければならない。

(事業廃止届)

第6条 第4条による届出をした経営主体は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の1ヶ月前までに、「グループホーム事業廃止届」(別記第3号様式)を区長に届出なければならない。

(届出の通知)

第7条 区長は、第4条(事業開始届)、第5条(事業変更届)、第6条(事業廃止届)に定める届出を受けたときは、速やかに、その旨を東京都知事に通知するものとする。

(立地条件)

第8条 グループホームの設置場所は、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 設置にあたっては、利用者の分布状況等社会的需要に応じた効率的活用が期待されるよう努めるものとする。
- (2) 敷地は、保健衛生、交通の便等を考慮のうえ利用者の生活を健全に維持できる環境の地を選定するものとする。

(利用対象者)

第9条 グループホームの利用対象者は、原則として18歳以上の重度身体障がい者とする。ただし、常時の医療を必要とする状態にあるものを除く。

(利用方法)

第10条 グループホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。経営主体は、利用者に対してあらかじめ、サービスの提供内容等を説明しなければならない。

(定員)

第11条 グループホームの定員は、4名以上10名以下とする。ただし、定員のうち、おおむね全員が重度身体障がい者であることとする。

(利用料)

第12条 グループホームの利用料は、次の各号に定めるところによる。

- (1) グループホームの利用に要する費用は、利用者の負担とする。
- (2) グループホームの利用料は、地域の実態等を勘案した低額なものとする。
- (3) グループホームにおける食事その他特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とする。
- (4) その他、グループホームの利用にあたって保証金の徴収又は利用者の不当な負担となる条件を課してはならないものとする。

(家賃の助成)

第13条 区長は、グループホーム利用者の所得の状況に応じて、利用者が支払った利用料（家賃）のうち一定額を助成することができる。ただし、賃貸物件により事業開始したものに限り適用する。

2 前項に定める利用料（家賃）の助成に関する事務手続きは、別に定めるところによる。

(共用室等維持管理費の助成)

第14条 区長は、別に定めるところにより、法人に対して共用室等維持管理に要する経費のうち一定額を助成することができる。

(建物の構造、設備)

第15条 グループホームの建物の構造、設備については、別表1に定めるところとする。

(職員配置)

第16条 経営主体は、施設の管理並びに利用者の生活及び自立に関する相談、その他必要な援助を行うために必要な職員として管理人1名及び介助員2名以上をグループホームに置くものとする。

2 経営主体は、身体障がい者の福祉の増進に熱意を有し、上記の業務遂行に必要な能力があるものを職員にあてるものとする。

3 職員は、職務上知り得た利用者の個人情報のみだりに他人に知らせ、又は、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(サービスの提供)

第17条 経営主体は、利用者へのサービスの提供について、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者の自立した生活に必要な相談、助言等に努めるとともに健康管理、レクリエーション等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう、配慮するものとする。

(2) 一時的な疾病等のため日常生活に支障がある場合は、介助、給食サービス等日常生活の支援が行えるよう配慮すること。

(3) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重し、定めるものとする。

(4) 疾病、収入の途絶え等により利用者がグループホームで生活することが困難となった場合には、医療機関への連絡、家族との調整等所要の措置をとるとともに、関係諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ、適切な対応を行うこととする。

(5) 介助等のためのホームヘルパー派遣制度の利用等について、配慮するものとする。

(非常災害対策)

第18条 経営主体は、その設置経営するグループホームについて、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければな

らない。

(管理規程)

第19条 経営主体は、その設置経営するグループホームについて、利用者に対するサービスの提供方法、利用者が守るべき規律その他設備の管理についての重要事項に関する規程を定めるとともに契約時に提示するものとする。

(帳簿の整備)

第20条 経営主体は、設備、職員、会計及び利用者へのサービスの提供の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月20日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第14条関係)

<p>構 造</p>	<p>(1)構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されなければならない。</p> <p>(2)建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同上第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない。</p> <p>(3)木造の場合は建築基準法第2条第8号に規定された防火構造とする。</p>												
<p>設 備</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 651 448 913"> <p>居 室</p> </td> <td data-bbox="448 651 1444 913"> <p>(1)原則として、個室とし、調理設備、身体障害者が入浴するのに適した浴槽、脱衣場及び便所を設けること。</p> <p>(2)原則として、1人当たりの床面積は、浴室及び収納設備等を除き、9.9 m²以上（世帯用居室とする場合は、14.85 m²以上）とすること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 913 448 1032"> <p>浴 室</p> </td> <td data-bbox="448 913 1444 1032"> <p>身体障害者の入浴に適した浴槽等の入浴設備を設けるとともに、上がり湯及び清浄な水を使用することができる設備を設けること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1032 448 1196"> <p>集 会 室 兼 談 話 室</p> </td> <td data-bbox="448 1032 1444 1196"> <p>利用者の娯楽、団らんの用に供する共用の居間として、利用定員に応じて適切な広さを確保すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1196 448 1265"> <p>管 理 人 室</p> </td> <td data-bbox="448 1196 1444 1265"> <p>設けること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1265 448 1335"> <p>物 干 場</p> </td> <td data-bbox="448 1265 1444 1335"> <p>設けることが望ましいこと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1335 448 1400"> <p>消火設備等</p> </td> <td data-bbox="448 1335 1444 1400"> <p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p> </td> </tr> </table>	<p>居 室</p>	<p>(1)原則として、個室とし、調理設備、身体障害者が入浴するのに適した浴槽、脱衣場及び便所を設けること。</p> <p>(2)原則として、1人当たりの床面積は、浴室及び収納設備等を除き、9.9 m²以上（世帯用居室とする場合は、14.85 m²以上）とすること。</p>	<p>浴 室</p>	<p>身体障害者の入浴に適した浴槽等の入浴設備を設けるとともに、上がり湯及び清浄な水を使用することができる設備を設けること。</p>	<p>集 会 室 兼 談 話 室</p>	<p>利用者の娯楽、団らんの用に供する共用の居間として、利用定員に応じて適切な広さを確保すること。</p>	<p>管 理 人 室</p>	<p>設けること。</p>	<p>物 干 場</p>	<p>設けることが望ましいこと。</p>	<p>消火設備等</p>	<p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>
<p>居 室</p>	<p>(1)原則として、個室とし、調理設備、身体障害者が入浴するのに適した浴槽、脱衣場及び便所を設けること。</p> <p>(2)原則として、1人当たりの床面積は、浴室及び収納設備等を除き、9.9 m²以上（世帯用居室とする場合は、14.85 m²以上）とすること。</p>												
<p>浴 室</p>	<p>身体障害者の入浴に適した浴槽等の入浴設備を設けるとともに、上がり湯及び清浄な水を使用することができる設備を設けること。</p>												
<p>集 会 室 兼 談 話 室</p>	<p>利用者の娯楽、団らんの用に供する共用の居間として、利用定員に応じて適切な広さを確保すること。</p>												
<p>管 理 人 室</p>	<p>設けること。</p>												
<p>物 干 場</p>	<p>設けることが望ましいこと。</p>												
<p>消火設備等</p>	<p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</p>												

板橋区重度身体障がい者グループホーム事業開始届

年 月 日

（宛先）板橋区長

設置経営主体 _____
代 表 者 _____

重度身体障がい者グループホーム事業を次のとおり開始するので、届出ます。
（届出事項）

1	重度身体障がい者グループホームの名称、所在地、電話番号及び定員	名 称 所 在 地 電 話 番 号 定 員 _____ 人
2	設置者の名称、所在地、電話番号、経歴及び資産状況	名 称 所 在 地 電 話 番 号 経 歴 別 添 の と お り 資 産 状 況 "
3	事業開始の予定年月日	年 月 日
4	条例、定款その他の基本約款	別添のとおり ※定款又は寄付行為、収支予定数及び事業計画書を添付すること。

（添付書類）

1	建物の形態、その他の設備の規模及び構造について	建物の案内図及び平面図、賃貸借契約書等を添付し、以下の事項についてわかるようにすること。 （1）形態（一戸建、マンション、アパート、その他） （2）建物の所有者、所在地 （3）賃貸借契約の内容（月額家賃、契約期間）
2	管理人及び介助員の氏名及び経歴について	管理人及び介助員の履歴書を添付すること。
3	重度身体障がい者グループホームに対する支援体制について	グループホームを支援する施設について、名称、施設種別、所在地、支援体制の状況（緊急時の対応等）について説明した文書を添付すること。

板橋区重度身体障がい者グループホーム事業変更届

年 月 日

（宛先）板橋区長

設置経営主体

代 表 者

重度身体障がい者グループホーム事業を次のとおり変更するので、届出ます。

施 設 名	変更年月日		年 月 日
新旧対応表	新	旧	変更理由
変更する事項			

（注）

- 1 所在地、種類、定員の変更は、建物の案内図及び平面図、賃貸借契約書を添付すること。
- 2 その他必要と思われるものを添付すること。

板橋区重度身体障がい者グループホーム事業廃止届

年 月 日

(宛先) 板橋区長

設置経営主体 _____
代 表 者 _____

このたび、下記の理由により重度身体障がい者グループホーム事業を廃止するので、届出ます。

施 設 名	
新旧対応表	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	